

津市履行体制調査制度実施要綱

平成31年3月29日訓第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造その他についての請負（以下「工事等」という。）に係る契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあり、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるか否かを判断するために行う調査（以下「履行体制調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 履行体制調査の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、令第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設定しない工事等であつて、令第167条の10の2第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく総合評価落札方式（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする方式をいう。）による発注を行わないもののうち、当該工事等の予定価格の調定権者（以下「調定権者」という。）が工事等の内容及び過去の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の結果等から総合的に判断し、著しい低価格での落札によって、契約の不履行、品質の低下、労働環境の悪化等のおそれがあると認めるものとする。

(履行体制調査基準価格)

第3条 調定権者は、対象工事等に係る競争入札を行う場合は、履行体制調査基準価格を定めることができる。

2 前項の場合において、履行体制調査基準価格は、対象工事等の予定価格の3分の2の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と

する。

- 3 前項の規定にかかわらず、調定権者は、予定価格を構成する材料費、労務費又は諸経費の割合、技術上の難易、過去の競争入札の結果、最低賃金その他の条件を考慮し、必要と認めるときは、履行体制調査基準価格を対象工事等の予定価格の3分の2未満の額において定めることができる。
- 4 前2項の規定により定めた履行体制調査基準価格については、これを封書にし、開札の際に開札場所へ置かなければならない。

(入札者への周知)

第4条 市長は、対象工事等に係る競争入札を行うに当たり、次の事項について入札者にあらかじめ周知するものとする。

- (1) 履行体制調査基準価格を定めていること。
- (2) 履行体制調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 履行体制調査基準価格を下回る入札があったときは、落札者の決定を保留し、後日、履行体制調査を行った上で、落札者を決定すること。
- (4) 履行体制調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取及び資料の提出に協力しなければならないこと。
- (5) 履行体制調査の結果、履行体制調査基準価格を下回る入札を行った者が落札者となったときは、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第28条第1項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3以上の額の契約保証金の納付を求めること。
- (6) その他対象工事等の契約に関し、市長が必要と認めること。

(入札の執行)

第5条 対象工事等に係る競争入札において、履行体制調査基準価格を下回る入札があったときは、最低価格入札者を落札候補者と決定し、履行体制調査（事後審査型条件付一般競争入札方式による場合にあっては、履行体制調査及び事後審査）を行った上で、落札者を決定する旨を入札者に告知し、入札を終了するものとする。

- 2 前項の場合において、最低価格入札者が複数あるときは、当該最低価格入札者又は開札立会人によるくじ引きにより、当該最低価格入札者の落札候補順位を決定し、第1順位の者を落札候補者と決定するものとする。

(履行体制調査の実施)

第6条 調定権者は、前条第1項の入札が行われたときは、履行体制調査を行うものとする。

2 調定権者は、落札候補者から次に掲げる事項について事情聴取を行い、履行体制調査書（発注者聴取用）（第1号様式）に記録するとともに、必要に応じて関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書の内容
- (3) 履行体制及び工程表の内容
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 手持ち機械、資機材等の状況
- (6) 業務担当責任者等の配置
- (7) 労務者の確保及び配置計画
- (8) 過去に履行した同種又は類似の工事等名、発注者名及び履行状況
- (9) 経営状況
- (10) その他必要な事項

3 事情聴取を行うに当たっては、調定権者は、落札候補者に誓約書（第2号様式）、履行体制調査票（落札候補者提出用）（第3号様式）及び対象工事等に係る積算内訳書等履行体制調査に必要な資料（以下「必要資料」という。）の提出を求めるものとする。

4 事情聴取は、原則として落札候補者の代表者又は代表者から委任を受けた者から行うものとする。

（落札者の決定等）

第7条 調定権者は、履行体制調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、落札候補者を落札者として決定するものとする。

2 調定権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札候補者を落札者として決定しないものとする。

- (1) 落札候補者が履行体制調査に応じないとき。
- (2) 落札候補者が指定の期日までに履行体制調査に係る必要資料を提出しないとき。
- (3) 落札候補者が事情聴取において虚偽の申告を行い、又は提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 積算内容に明らかな違算が認められるとき、又は人件費、保険料、資機材等の必要経費が計上されていない等積算内訳書の算出根拠が適正でない

と認めるとき。

- (5) 事情聴取において申告した内容が仕様書等（設計図書、図面、質問回答書その他の関係書類を含む。）に適合しないとき。
- (6) 必要書類の内容等について、落札候補者から明確な説明がなされないとき。
- (7) 最低賃金を下回った雇用等法令違反又は法令に違反するおそれがあると認めるとき。
- (8) その他事情聴取の結果及び提出書類の内容から総合的に判断して、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は当該落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき。

3 前項の場合において、他に最低価格入札者があるときは、第5条第2項の規定により決定した順位に従い履行体制調査を行い、履行体制調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、調定権者は、当該最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

4 第2項の場合において、他に最低価格入札者がいないときは、調定権者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、落札候補者の次に低い価格をもって入札を行ったもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。ただし、次順位者が履行体制調査基準価格を下回る入札を行った者であったときは、当該次順位者を落札候補者と決定し、当該落札候補者について履行体制調査を行うものとし、履行体制調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、調定権者は、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

5 市長は、履行体制調査の結果を履行体制調査結果通知書（第4号様式）により落札候補者に通知するものとする。この場合において、当該落札候補者を落札者としなことを決定したときは、落札者としな理由を付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

履行体制調査書（発注者聴取用）

年 月 日

事情聴取の日時	年 月 日（ ） 時 分	
事情聴取の場所		
工事等名		
入札日等	年 月 日	
落札候補者名		
事情聴取対象者名（役職名）		
事情聴取内容	質問	回答
	1 当該価格で入札した理由について	
	2 積算内訳書の内容について	
	3 履行体制及び工程表の内容について	
	4 手持ち工事等の状況について	
	5 手持ち機械、資機材等の状況について	
	6 業務担当責任者等の配置について	
	7 労務者の確保及び配置計画について	
	8 過去に履行した同種又は類似の工事等名、発注者名及び履行状況について	
	9 経営状況について	
10 その他		
事情聴取者（職・氏名）		

- ※ 代表者以外の者から事情聴取を行う場合は、委任状の提出を求めること。
- ※ 必要に応じ、資料等の提出を求め、当該資料等に基づき質問を行うこと。
- ※ 対象工事等に応じ質問事項を加除して使用すること。

第2号様式（第6条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地

商号（名称）

㊞

代表者氏名

㊞

津市履行体制調査制度実施要綱第6条第3項の規定に基づき、下記事項について誓約します。

誓約に違反した場合において、当社（私）が行った入札を無効とされること、契約を解除されること及びこの誓約書の写し及び関係書類が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、労働社会保険諸法令その他関連法令（以下「法令」という。）の所管省庁等に送付されることなど、発注者のいかなる処置についても一切異議はありません。

記

- 1 当社（私）の事情聴取における回答内容、履行体制調査票（落札候補者提出用）等の提出書類に記載した内容、添付書類等について、事実と相違ないこと。
- 2 当社（私）は、法令を遵守しており、当該契約の締結後においても法令を遵守すること。
- 3 当該入札価格により仕様書等（設計図書、図面、質問回答書等及び関係書類がある場合はそれらを含む。）に基づき、契約の内容に適合した履行を行うとともに発注者から説明を求められた際には誠実に応じること。

第3号様式（第6条関係）

履行体制調査票（落札候補者提出用）

所在地

商号（名称）

印

代表者氏名

印

担当者氏名

工事等名

--

1 当該価格で入札した理由について

--

2 積算内訳書の内容について

--

3 履行体制及び工程表の内容について

--

4 手持ち工事等の状況について

5 手持ち機械、資機材等の状況について

6 業務担当責任者等の配置について

7 労務者の確保及び配置計画について

8 過去に履行した同種又は類似の工事等名、発注者名及び履行状況について

9 経営状況について

10 その他

※ 記入欄が不足するときは別紙として添付することを可とする。

第4号様式（第7条関係）

履行体制調査結果通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（名 称） 様

津市長 （氏 名） 印

津市履行体制調査制度実施要綱に基づく調査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 工事等名

2 決定内容

- ・ 落札者とする。

適用条件

- ・ 落札者とししない。

3 落札者とししないことを決定した理由